

審判手当の支給

平成28年度から実施する。

- (1) 支給額：報償費（日当）とは別に、北信越大会以上において審判をした場合、1日900円、半日450円とし、5000円を上限とする。
- (2) 支給方法：審判員更新時に更新登録料として協会が負担する。消費税・通信費等については自己負担とする。また、1級・2級の審判員については、更新登録料から5,000円を減じた金額及び消費税・通信費等については自己負担とする。ただし、更新登録をしない場合は、支給負担しない。
- (3) 支給手続：大会審判実施記録用紙に大会競技審判部長または競技副審判部長から大会名等の記載を受け、証明印を押印してもらう。審判員更新登録の際、その写しと申請書類一式（通信費も含む）を長野県協会審判委員会委員長宛送付する。その際、大会プログラム役員表等の写しも同封する。